

ことになりまして、委員会にお諮りいたしましたところ、全会異議なしのこと、昨日もその要求を続けているわけでありまして。ところが本日でもまだ出席するとの返事がないわけでございますので、まことに委員長としても遺憾に存しております。そこで、ただいま特にかような御発言もありましたので、この際、強くこの委員会の名において出席を要求いたしたいと委員長は考えるわけでありまして。皆さんも御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) それではさうに取り計らわしていただきます。

○政府委員(藤原節夫君) 昨日、千葉委員から御質問がございまして、私のお客えが十分御満足を得られなかつたようでございます。実は御質問の御趣旨が、一般公務員が期末手当の増額をなさる場合、三公社においても同様の増額がなされることが考えられる。同じように期末手当が出た場合は、三公社の方が割がよくなるのだということを知っているかという御質問であつたのであります。三公社と一般公務員との給与の基本額の問題、あるいはまた期末手当以外の手当等を加えまして、全体においてそういうことがあるかという御趣旨かとも思いました。また、三公社の場合には、業績手当というやうな制度がございまして、そういうことを意味しておられるのではなからうかとは思はれておりましたが、あまり先走つてお答えを申し上げるのもどうかと思つて、実ははつきりその点をお伺いしてからと思つておつたわけでありまして、そういう御趣旨でござい

ますと、おつしやいますやうなことがあつたと思ひます。少くとも昨年まではそういうことが、確かに三公社の方が割がよくつてゐるというところは、これははつきり申し上げられます。ただ、本年及び将来の問題につきましても、業績手当そのものもいろいろ議論をされておりますやうでありますし、それから少くともこの年末の増額につきましては、三公社の方も公務員並み、一般公務員並みの一・八カ月ということを標準に決定をされることをわれわれは期待しております。最近の様子ではさういふふうになるのではないかと思つてゐる次第であります。

○千葉信君 どうもただいまの御答弁でも、私は問題の中心といひますか、本質といひますか、さういふ点を、やはりどうも依然としてはつきり理解されておられない点が見受けられるやうでございます。おそく政府の方として言いたいところは、昨年制度改正が行われまして、大体業績手当に匹敵すると思はれるやうな年度末手当の勧告が出まして、その勧告に伴つて期末手当を増額するという措置がとられました。その結果、自余の手当の関係は別としても、少くとも期末手当等の総トータルあるいは業績手当と年度末手当のトータル等においては均衡を得ておるとお考えになつておられるやうに、ただいまの答弁を私は承わつたのでございます。ところが実際はそれで均等を得てない。たとえば今年度の状態等を見ましても、さういふ昨年度の正された分も含んで予算化されておりますものを見ますと、公務員との関係は二・四カ月分、公社との関係は二カ月分、これで大体基本給の関係からい

きましても均衡を得ておる。ところが今回法律の改正によつてこの法律が成立いたしますと、一方は二・五カ月分、今お話しのように一・八カ月分という団体交渉の成立ということになりますと、大体さういふ方向で解決されようとしておることは、残つております国鉄の場合を見ましても明瞭でございます。さうすると、この年末におい

ていずれも一・八カ月分ということになるわけでございます。しかも一方では、片一方は二・四カ月分の予算、片一方は二カ月分の予算、これで均衡を得ておるといふところへ、今申し上げたやうな格好で、いずれも一・八カ月分ということになりますと、依然として国家公務員あるいはまた国会議員等々の関係においてもこの不均衡、不利益はそのまゝ継続されます。この件については、この際ですから、私は問題を明瞭にする必要から、政府の方でとうとう今日まで取り上げなかつた人事院の方から出ました政府に対する通牒、これを読み上げると、これは私の見解ではなくて、さういふ歴然たる事実の上に立つて解決を必要としてゐるといふ人事院の態度も明白になりますから、私は、この際、これを読み上げてみたいと思ひます。それは二十九年度の十二月十七日に人事院総裁から出された国務大臣三好英之氏あての文書です。「本院は十二月六日付をもつて、本年十二月に支給すべき一般職の職員

手当支給率は相当程度増加することゝ逐次決定をみつゝあります。本来公共企業体職員と一般職職員との年末手当については、前者は一カ月分、後者は一・二五カ月分を基本として予算に計上されており、かつ、第十八国会において、政府は両者の比率は、右予算上の比率で均衡がとれてゐると言明しております。従つて団体交渉によつて公共企業体職員について、右予算上の一カ月分より増加する場合には、両者の間の均衡がとれるやう万全の策を講ぜられるやう、ここにあらためて要望します。」同じやうな通牒が、昭和三十一年三月十三日にも人事院総裁から国務大臣倉石忠雄氏あてに出ております。この事態は今日も同じです。この

事態は今日も一方が二カ月分、一方が二・四カ月分の予算が計上されておる。それでこの通牒の通りに均衡を得てゐる。ですから、実際問題としてそれで均衡を得てゐるところへ、一方が常に団体交渉によつてある程度の増加が行われる場合、争議権の抑圧されてゐる国家公務員、一般職の職員の場合には何らなすすべもないし、常にその不利益はそのまゝかぶせられる。今回も同様です。私はさういふ事態を——争議権がないからといって、主張すべき力といひますか、実力行動などに出ることのできなない立場の職員に対して、さういふ不均衡が存在するのを、しかも人事院の方からさういふ通牒が出ているのに今日まで何も解決しようとしなない。しかも昨日のごときは、この問題について政府の担当者が答弁できかないという事態があつた。先走りして答えると云々という言葉がありましたが、問題を全然知らなかつたことは、

きのうもはつきりしてゐるのです。私は、やはりこの事態に対しては、政府として何らかの方策を、今すぐとれたいことは私は言ひませんが、今ただちにこの機会にこの問題を解決しろと言つても、これは少し過激であるし、当を失ふことは私も知つております。しかし、きわめて近い将来に向つて、やはり政府はさういふ事態に対しては、何らかの方法を講じなければならぬ責任があるのです。その点について政府の方で、この不均衡、不利益を救済する、少くともあまり不公平にならないやうな方法を講ずることについて、政府としては将来に向つて何らかの用意をされるおつもりがあるかどうか、この際承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(藤原節夫君) 昭和二十九年末に人事院からさういふ勧告がなされたことは承知しております。確かにその当時はさういふ不均衡があつたことも事実であるのでありますが、その後職員構成の変化等によりまして、相当その不均衡は是正されていつておると考えられるのであります。本年度の予算におきまして、手当の予算が二・〇、二・四との差がある、これはこの不均衡の証拠であるといふお話でございまして、三公社の方には業績手当という道が開かれておるので、これを考慮して予算に計上する手当の額は二・〇であり、一般公務員については業績手当という制度がないので予算は二・四だけ多くなつておるといふふうにご考へております。なお、この予算の措置につきましては大蔵省からお答えを願ひますが、いづれにしても、この三公社の職員と一般公務員との間に不均衡があるならば、これ

は是正すべきであるという御意見には同感であります。ただ私が申し上げますのは、だんだんその不均衡は緩和してきておるといふことと、不均衡の原因と申しますか、三公社が従来割りがよかつたという業績手当そのものの制度も、今日いろいろな意味で論議されております際でありますから、これを見きわめまして、おっしゃいますような不均衡をなくする方向で考えていきたいと、こう考えておる次第でございます。

○千葉信君 職員構成等の関係などで逐次改善されてきたという御答弁は、私は実に不可解千万です。職員構成のどういふ変化で公社とそれから国家公務員の間に不均衡が是正されたか、是正のしようなんかないはずですよ。何の措置もとられてない、しかもその一方の従来あつた〇・二五カ月分のこの開きに對して、さらに昨年暮〇・一五増額といふことによつて救済の措置がとられたようにお考えもありませんけれども、これは絶えずこういう不均衡が存在するために、国家公務員の場合、業績手当にかわるものを考えなければならぬといふので、ちょうど業績手当に對するような年度末手当の勧告があつて、政府の方ではこれを期末手当に切りかえた、まあ切りかえてもそんなことはどうでもいいと思ふ、どつちでもいい。しかし、切りかえたことによつて、それではその不均衡が何らかの形で救済されたかといふと、實際問題として、その開きはそのまま不公平な措置として残つてしまふ。私は予算上とかあるいは法制上のことを意味しておるのじゃないのです。この人事院の文書にもある通り、初めの〇・二五カ月分

の開きがちゃんとその通りだといふことになる、実施がその通りだといふことになる、これで初めて均衡を得ているのだ。そうじゃなくなるから、人事院としてはこれに對して政府に善処を要望してゐる。絶えずそれが繰り返されておる、絶えず政府の方ではそれに對して救済の措置を講じてきていない、何か職員構成その他でどういふ不利益が逐次改善されているような御答弁でありましたが、實際問題としてそんなことは全然起つておらない。依然としてこの不利益は、少くとも〇・四カ月分の不利益は、今日もなおはっきりとこの年末も現存します。これはまあ政府の方としてもそういう点についてはなおどうも研究が不足のようには見受けまゝから、しかし副長官も新任ですから、そう詳しいことを御承知ないのも無理ありませんから、この点は一つもう少し政府の方で研究されて、職員構成などといふことに銷口されるような態度をとらないで下さい。現存するこの不公平が、絶えず年末ではこの不均衡の問題が、当該利害関係者の方々にあるのですから、この点はやはり救済の策を講ずるようになつて、政府の方としてはなるべくそれに對処するといふことを言つておられますから、その限りで私は了承しますけれども、あまりゆるちように、そうしてまたほんの微細的な解決じゃなく、抜本的な解決の方向へ、できるだけ早く私は措置をとってもらふように、重ねて要望いたします。

○委員長(藤田進君) ただいまの要望に對して政府側から発言あります。か。○政府委員(藤原節夫君) 御要望の御趣旨は了承しまして、善処したいと思

います。ただ、先ほど申し上げました職員構成云々のことにつきましては、ベースそのものは二十九年度のときに非常に差があつたとはつきり出ておるのですから……、その後いろいろ時日の経過もあり、職員構成の変化もあつて、ベースについてはつきりしたことはその後に出ておらぬといふことでは、たしかおっしゃるような不均衡があることは、これは先ほど申し上げましたように、政府も認めております。ただ、たびたび申しますが、これは今日までのことでありまして、今日以後につきましては、むしろ不均衡をなくすることは、これは努力しなければいけません。その点は決してとやかく言ひのじゃありませんが、この業績手当の方も、今日いろいろ公共企業体の給与そのもののあり方についても検討されておりますし、その問題が動いていく可能性もあるものですから、それを見合せて均衡について考慮したいと、こういうことを申し上げておる次第であります。御趣旨はよくわかりました。

○千葉信君 ただいまの御答弁必ずしも満足いたしませんけれども、私の方でもせいぜいこういう問題については努力をしなければならぬと、一つ政府の方でもなるべく不利益、不均衡が存在するといふことについては十分な注意を払つて、およそその給与の關係について、今のような給与の体系では生活給といふ体系で、どうにかこうにか生活していけるかどうかといふことで、そういうことについて十分な配慮をするといふことと同時に、あくまでも公平でなければならぬといふのが、大体給与の根本的な考え方の方よりです。それから、そういう点も一つ十分の御善処を、重ねて要望して、私はこのらでこの質問を終ります。

○伊藤彌道君 昨日に引き続いて、地方公務員の期末手当について、中島自治政務次官にお伺いしたいと思ひます。昨日郡長官は、地方公務員の期末手当については、別に予算措置をしなくても、既決の予算内で心配なくできる、赤字県も二、三あるけれども、それすら短期融資の必要もない。けれども短期融資の準備だけはしてある、何ら心配は要らぬ。こういうふうなことで涼しい顔をしておられたわけですが、近に感じている私どもとしては、なかなか納得できないわけですから、そこで、まず現在再建団体、あるいは赤字県、こういうものが幾つあつて、そこはまずどこかといふことをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小林興三君) 再建団体は十八あります。北から申しますと、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、それから佐賀、長崎、鹿児島、熊本、それから自主再建団体といふのは愛媛でございます。それだけのことだと思ひます。

○伊藤彌道君 ところが中央官庁には再建団体といふか、赤字はないわけですから。文部省、大蔵省が赤字だといふことを聞いたことはないわけですから。ところが地方には今おつちやつたように、相当数の再建団体もしくは赤字県があるわけですから。そこへ持つてきて〇・一五支給といふことになれば、どのようにしてこれを支給しようとするのか。結局ない袖をどういふふうにして振るのか、その振り方を具体的に教えていただきたい。

○政府委員(小林興三君) ちょっと今県が落ちましたのが千葉と山梨が途中落ちておりますから追加しておきます。これらの県は、まあその他の県もそうでございますが、今度のこのしる措置は、国家公務員につきましては既定経費のワク内でやる。こういう基本方針が確立している以上は、地方団体についてはそれに準じてやるよりしようがない。これは基本的な原則でいわざるを得ないと思ひますのでござい

をとると思ひますが、われわれといたしまして、それが可能なように配慮をいたすつもりでおるのでございます。

○伊藤道雄 どうしても措置できない県に対しては、短期融資なり、つなぎ融資をするということでありまして、けれども、現在すでに赤字があるわけですね。〇・一五といふ金がないのでしよう。そこへ借金を新たにさせてやると、そういうことになるので、ね。あとどうするのです。現在ただいまでも赤字の上にその〇・一五を出そうとするのだから、実際は出せないわけですね。どういうことになことをおっしゃつても、ないものは出せないわけでしょう。そこへさらに借金の上塗りをする。借金はしたくないのです、各県は。これ以上借金したくない。だからそこを無責任なこととでなしに、何とか筋の通つたように措置できるように、そういう方策が必ずあると思ひ。それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(小林興三次君) 既定の再建団体の再建計画のワケ内で百パーセントできるかと、こういうことになります。一つの方法を責任をもつておつたわけでありまして、問題なく解決するわけでありまして、そこを伺いたいと思ひます。

○政府委員(小林興三次君) 要するに金のない所に国が金を出すか出さぬか、簡単に言へばそういうことになるだらうと思ひます。どうしてもない所は自力で差し繰りをするか、どうしてもない所は金を見てやるか見てやらぬかということにならうかと思ひます。これは先ほど申しました通り、今回の措置は既定計画のワケ内でやるという

取もこれはあり得るのでございます。そういうものを今後の新しい財源として、計画変更の収入源として使わざるを得ないのでございます。それでまあ大体できると思ひますが、どうしても差し繰りのつかぬ所は、今仰せの通り差し繰りせざるを得ないのでござい

ます。差し繰りした穴埋めをどうするか、こういう問題になります。これは私は、財政計画を修正するような機会があれば、それを差し繰ることを自治庁としては当然に考えなければならぬ。そういうふうに考えておるの

でございまして、そういう機会があるかないかわかりませんが、ある場合にはそういう措置を考えなくちゃならないと存じておるのでございます。

○伊藤道雄 自治庁の使命とするところは、赤字県を克服して健全財政を取り戻す、そういうところに大きな使命があると思ひます。にもかかわらず、機会があつたら何とか措置する

というふうな無責任なことでは、どうしても納得できないわけですね。何とかしてそこに具体的な方法があるわけですね。一つの方法を責任をもつておつたわけでありまして、問題なく解決するわけでありまして、そこを伺いたいと思ひます。

基本方針が国に立っている以上は、地方もそれに従つてやつていただくより仕方がない、自治庁としてはそういうふうに考えております。しかし、現実に地方の職員に対して、国家公務員がもらへるものをもらえぬというふうにしてはいけません。そこで、それはやはり準じてやれるようにぜひ考えてや

らなくちゃいけません。そういう意味の差し繰りの便宜をあらゆる方法で講ぜざるを得ない、こう考えておるのでございまして、例年これは問題になりました。昨日も長官が申したように思つて

おりますが、去年もずいぶん問題になりましたが、結局ほとんどの県は皆やつております。ただ、一、二の県が十二月に、去年きまつたのもおそ

かつたのですが、十二月にどうしても出せなくて、年を越した所がござい

ます。年を越しました。国通百パーセント出しまして、われわれの今年の見通しでは、今、十一月でありますから、これから多少時間の余裕もありますし、年を越すような心配なしにまずやれる、こういう見通しをつけております。また、そういう方向で再建団体に

つきましては指導いたしたい、こういうのがわれわれの考えでございます。

○伊藤道雄 短期融資とかあるいは県によつては大事な事業をたな上げしてまでも、なかなか実際には実施困難である。ところが百歩譲つて、かりにこの〇・一五の実施が短期融資あるいは事業的な上げというふうな犠牲に

おいてできた仮定しても、あとに必ず昇給昇格のストップとか繰り延べという事態が起るわけでありまして、このことについて、昨日長官はあまり心

配ないようなことをおっしゃつたわけですね。でも、その点納得のいくような御説明をいただきたい。

○政府委員(小林興三次君) 今年の昇給昇格の財源等は、これはもう別に昇給賃として必要なものは組んでござい

ます。問題は、〇・一五をかりにやれば、そのしりが来年度あたりに影響がないか、こういう問題であります。来年度の問題になれば、問題なく来年度以降は百パーセント確定するのですから、自治庁としては当然財政計画にも

見ればそれに見合ふ交付税の基礎にも当然これは見ます。昇給も国家公務員に準ずる措置で当然これは十分に見るわけでございますから、そう私は〇・一五のしりの結果、そのために昇給昇格に支障がある、こういうふうなことに、これはならない、そういうふうに見ておるのでございます。

○伊藤道雄 ここに新聞の切り抜きがございまして、これは一月十八日のです。昇給昇格が上がりなりにも実施されて

いるのは、宮城、栃木、群馬、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪の一部一府六県、こういう記事。これは先生

方の組合の関係です。こういうこと、これはまあ現実の事実なんです。こういう事実を自治庁関係の皆さんはあまり実情を知らないのじゃないかと思ひわけです。ずいぶん樂觀していられたら、ところが現実にはこういう窮状が全国に起つておるわけでありまして、これはせつかく〇・一五がかりに実施されたとしても、そのしわ寄せが必ず

こゝろに表れるというところを、こういう現実を一つ十分認識していただきたいと思ひます。そこで、何とかこういうしわ寄せがいかないよう

に、来年になれば交付税が一・五上るから心配ないとおっしゃいますけれども、現在ただいまの問題であつて、こ

ういふ問題について具体的な措置を講じていただかないと困るのは地方だ、

そういう点について、これは政務次官のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(中島茂吉君) ただいま財政局長から申し上げましたように、ただいまの御意見に対して遺憾のないように自治庁としては考えておるわけでございます。従ひまして、〇・一五の年末支給増に對しまして、本年度はもうろん、来年度以降もそのしわ寄せがそういう面にきませんように、十分考えて参りたいと思ひます。

○伊藤道雄 昨年の期末手当の増額要求の際、当内閣委員会では、私は當時の太田自治庁長官に次のようにお伺いしたわけですね。これに對して長官は、

こゝろに意味のことを答えておられるのであります。原則として既定経費の節約によりまかなふものとするが、

こゝまでは皆さん方と同じです、さしあたり資金繰り延べ、それで必要

やむを得ない地方団体に対しては、短期融資等によつて、地方公務員の期末

手当の支給に支障のないようにするということでありまして、けれども、これも今おつしやることと五十歩百歩で、

その当時私どもは憤慨、不平を持つた

わけでありまして、ほんとうに苦しい地方財政の窮状を察したなら

ば、ここに予算措置という措置ができ

ないものかというところをお伺いしたい

わけですね。これは政務次官にお答えをお願いいたします。

○政府委員(中島茂吉君) ただいまの御指摘の点でございますが、国の方で

予算の補正をやるというふうな機会が

延仲措置がとられておるわけですよ。そういうことは当然地方公務員の生活保障が県によって守られておりながら、赤字団体だという財政的な理由

○永岡光治君 修正案の案文を申し上げます。

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則中「二百六十」を「三百」に改める。

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

この修正に伴い要する経費
この修正に伴い要する経費は、約二十一億円である。

以上であります。

そこで期末手当の趣旨の説明に入りますが、公務員の諸君から、年度末手当は一カ月分、暮の期末手当は二カ月分という要望があり、これは四年越しの要求でありまして、民間の状況あるいはその他の状況を勘案したしまして、暮における二カ月分の期末手当は、まず常識とされておると見て差しつかえないと思うのであります。しかも過去の例を見ましても、特に戦前における国家公務員における期末手当の状況は、相当な額、あるいは六カ月から七カ月、多い官庁におきましては八カ月以上も出ておるといふような実績があるわけであります。こういう状態を考えますときに、さなきだに平常の毎月の暮しも非常に困難でありますが、その上に非常に出費のかさむこの年末におきます公務員の出費を考えますときには、当然二カ月分では足りないというのが考えられるのであります。ところが、そこをしかし公務員の諸君はよく自重いただきまして、二カ月分

の要求というさやかな要求でありまして、この要求をいれることは、当然私たちが考えなければならぬ、こういうふうに考えまして、この修正に至ったわけでありまして、それからこれは本項の修正であります。従いまして二百六十を三百にするということは、〇・一五の政府の増額に對して、合計して〇・三五の増額です。今までの六五でありますから、結局二カ月分、こういうことになります。それから附則の番号を削ったのは、第一項はそのままだけでありますが、番号を削って残しますが、附則の二項は財源のあるところないかもしれないから、その範囲内で考える、こういうふうな、一八カ月分の範囲内で支給するという附則になっておりますが、これはしばしばこの委員会でも質問の中で明確になりましたように、暫定手当てに地域給を切りかえた際にも、約六億の財源が余っている。しかも十月現在で調べたら、各官庁合せまして四億数千万円余っている。十億の金であります。しほれば幾らでも出ると、こう考えられるのであります。岸本給与課長の説明を聞きまして、一昨年は〇・二五出た。昨年は〇・一五出ました。どこから出たのか。いや大体さういふうのは普通出ます。こういうことでありますから、そんなでたらめなことでは、これは当然これくらいの予算が出るかと思うのであります。この際につき、関係から見ても、この際につき、これは年度限りの処置であります。で、その範囲内という文字をうたう必要はない。当然次の通常国会においてこれを既定経費に組み入れた形で要求される筋合のものであります。

で、附則第二項は削る、こういうことになっていたわけでありまして。何とぞ一つ皆さん日ごろの公務員の窮状をお考えいただきまして、さらに事務能力の増進を期待する意味におきまして、このさやかな要求をいれていただくように、御賛成をいただきますことをお願いいたします。私の提案理由の説明を終らせていただきます。(満場一致異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(藤田進君) ただいまの永岡君提案の修正案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三により、内閣に對し意見を述べた機会を与えなければなりません。よってただいまの修正案に對し、内閣から意見を聴取いたします。

○政府委員(藤原節夫君) 修正案に對して、内閣の意見を申し上げさせていただきます。国家公務員の年末手当につきましては、去る七月の人事院の報告及び勧告に基づきまして、増額の措置を講ずるということが適當であると考へます。この修正案のように〇・三五カ月分の増額をすることは、民間のこの種の手当との均衡上も適當と考えられますので、政府といたしましてはこの修正案に反對の意見であります。

○委員長(藤田進君) それではただいまの修正案及び内閣の御意見に對し、質疑のおありの方は順次御発言を願います。……別に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りまして、御意見のおありの方は原案並びに修正案について賛否を明らかにしてお述べを願います。

○伊藤道雄君 私は日本社会党を代表して社会党修正案に賛成し、原案に反對するものでございます。以下その理由とするところを五項に要約いたします。

まず人事院は期末手当〇・一五の増額を、民間における特別給の支給状態、こういうものに算出の根拠を置いているわけでありまして。ところが、きわめて小規模な民間事業所を対象としたものであつて、民間の特別給の実態を反映したものでないわけでありまして。その調査対象とするところ入割までは五百人以下の小規模事業所を対象としておりますので、かような小規模事業所との比較をもつて官民給与を論じますことはきわめて不當であり、民間給与の実態を把握したものとを申し上げかねるわけでありまして。

次に、この人事院の実態調査は、本年三月現在であります。御承知のように四月一日国鉄が運賃一割三分値上げいたしましたことが契機となりまして、その後消費者米価あるいはまた私鉄、バス、電気、水道、ガス、郵便料金、そういうようなもの等がすでに値上げとなり、あるいは値上げされようとしておるわけでありまして。こういう実情でありますので、民間給与もその後さらに改善されておるわけでありまして、そこでこの〇・一五ではきわめて不公平と言わなければなりません。このような事態から、この際、公務員の諸君がきわめて真剣に要求しておりますことに付まつしやかな〇・三五を、この際増額いたしますことといたしまして、必要にして最小限度の政府の責任ではなからうかと確信いたしますのであります。

次に、公務員給与の基準となりまして行政職俸給表の適用者について考えますと、昨午民間に比して二一%の較差があり、かりに給与改訂によつて六・二%の上昇が行われたものとして考えましても、その後民間におきましては約三%の昇給によつて改善がなされておりますので、なお約七%以上の較差があると思ふを得ないわけでありまして。そこで当然法の趣旨によつて本格的な引き上げを行ふべきことが至當であらうと思ふわけでありまして。かような観点から、〇・一五の増額は、本格的な引き上げを行わないために生ずる公務員の不平不満をそらすとするきわめて政策的なものであると断定せざるを得ないのであります。

次にまた政府は、当然に予算措置を行わなければならないところを、既定人件費の節約等により実施すべき旨を各省庁に公表しておるわけでありまして、これは明らかに前国会の付帯決議の精神にも反するものであつて、きわめて遺憾とするところであります。特に地方公務員の場合は、予算措置がないとその実施がきわめて困難となり、過去数年間の例によりまして、このような窮状は明らかであります。かりにこれが無理強行せられたといたしましても、自後昇給昇格の面にしわ寄せがくるということもまた明らかであります。そこで、赤字県に對して短期融資するやうな場合でも、その後必ず予算措置をすることが政府当然の責任と言わなければならないわけでありまして。

最後に、政府は人事院の勧告を尊重したと言われておりますけれども、同時に勧告された通勤費については、これをはずしてしまつたといふことは、まことに遺憾千万であります。七月十六日人事院の勧告が出されてから満四カ月を経過しておるわけでありまして、

このような長期間あつたにもかかわらず、いまだに検討中で結論を得ていないということについては、政府怠慢にして誠意がなかつたといふそしりは免れないわけでありまして。そこで、政府は次期国会において通勤費を必ず提案されて、年度内に必ずこれが実施せられるよう措置を講ずべきことを、強く要望いたします。私の討論を終ります。

○上原正吉君 私は自由民主党を代表して、政府の原案に賛成いたしまして、政府の原案に賛成いたしまして、修正案に反對するものでございまして。修正案に反對の理由は、ただいま藤原政府委員から述べられた通りでございますので省略いたしますが、賛成するにつきましては、二意見を加えたいと思ふのでございまして。

現行の公務員制度が根本的に検討を加えなければならぬものであることは、痛感をしていたしておりました。この点に關しましては、政府並びに公務員制度調査室の検討に期待するものでございまして。しかし、現在の公務員制度が行われておりました、その中に人事院という機関が置かれ、勧告がなされておりましたので、この勧告は当然政府において十分尊重すべきものであると考へるのでございまして。しかるに通勤手当に關しましては、至らぬに、この勧告が実施されるに至らない。この点はなほ遺憾に感ずる次第でございまして。

なお、今回の給与増額につきましても、従来の既定経費の節約によつてこれをまかなうという建前でありまして、けれども、かようにいたしますと、どうしても年末手当の増額を実施するために、既定経費を無理に節約するということが行われやしないかといふことを憂へるものでございまして、勧告

を実施するからには、やはり予算もあらためて計上すべきである。かように考へるのでございます。この二点、遺憾ではございますが、しかし事は緊急を要します。なまざるにまざることを。かような意味におきまして、政府の原案に賛成する次第でございます。

○竹下豊次君 私は緑風会を代表いたしまして、修正案に反対、政府原案に賛成するものであります。

今回の増額は、はなはだ率が低いのであります。決して私は満足な増額であらうとは思いませんが、しかし一方政府の財政の方面も考慮しなければならぬのであります。この際、この程度でがまんしなければならぬというふうに考へておるのであります。

なおこの修正案は、私は今初めてここで承知したのであります。もう御承知の通り会期はきょうだけでありまして、これがかりに修正案が通るといふことになりまうという、また衆議院との交渉も重ねなければならぬ。せんし、そういうことのために、この原案も修正案も流れてしまふというやうなことになるならば、せつから公務員の諸君が、少いとは思いますが、も期待しておられます。今回の増額が、全部だめになつてしまふというやうなことになるのは、これは大へんなことではないかというふうに考へます。私はいさういふ二つの意味におきまして、政府の原案をこの際至急に通過させることにしたい、かように考へる次第でございます。

○委員長(藤田進君) 別に御発言がなければ、討論は終局したものと認めます。永岡君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 少数でございます。よつて永岡君提出の修正案は否決されました。

それでは次に原案全部の問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数でございます。よつて本家は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続は、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

竹下 豊次	上原 正吉
大谷 隆之助	苦米地義三
土田 國太郎	迫水 久常
仲原 善一	泉山 三六
八木 幸吉	田中 啓一
笹森 順造	

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を起して下さい。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩
午後六時二十二分開会

○委員長(藤田進君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

委員の異動がございましたので御報告いたします。下條康廣君が解任され、後藤義隆君が選任されました。

○委員長(藤田進君) まず、諸君の審査を行いたいと思ひます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を始めてお読みいたします。諸君第十一号外二二一件の諸君は、これを採択し、議院の会議に付し、内閣に送付するものと、諸君第三百七十三号及び第四百六十九号は留保と、それぞれ決定して御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

諸君の審査報告書につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

○委員長(藤田進君) お読みいたします。

恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案並びに国家行政組織に関する調査、国の防衛に関する調査、国家公務員制度及び恩給に関する調査につきましましては、会期も切迫し会期中に審査または調査を完了することは困難でありますので、本院規則第五十三条によりまして、それぞれ継続審査要求書並びに継続調査要求書を議長に提出いたします。

出たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

なお、要求書の内容及び手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

次に、ただいま継続要求を決定いたしました事件調査のため、閉会中委員派遣を行うこととし、要求書の内容及び手続等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

○八木幸吉君 きょう「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が通過いたしました。同時に国会議員と秘書の期末手当の増額案も通過いたしました。ところが国会議員と秘書の期末手当の増額案は、二、三日前から日程に上つておりましたけれども、きょう一般職の給与に関する法律が採択されてから後に採決されたのであります。それは一般職の職員の期末給与と特別職の職員の期末給与のバランスの関係で、さういふに日程に上つていたにもかかわらず、審議を延ばさなければならぬということ、国会議員並びに秘書の給与に関する法律案の審議を議院運営委員会でおやりになるから、こういうことが起るだらうと思ひます。このほかにも裁判所の

職員の給与に関する問題は、法務委員会では御審議になつてゐる。こういう従来の慣例になつてゐる。ありますが、これは一般職並びに特別職それから裁判所職員の給与関係は、すべてやはりバランスの関係があるわけでありまして、将来これを統一するために、内閣委員会が審議されるということは、私は議案の取扱ひとしてはきつめて妥当ではないか、かように考へますので、委員会の所掌事項として御研究を委員長並びに室長の方でお願いいたします。また、議長のお意見も聞いていただきたいと思ひます。と申しますのは、たとへばきょう社会党からお出しになりました修正案がかりに通れば、今の国会議員、秘書などとの期末手当もアンバランスがそこに出てくるというやうな不都合も起るのじゃないか、こう考へますので、一般並びに特別職の給与の関係は、すべて統一して内閣委員会これを審議するといふふうにお改めになる方が、委員会の所掌事務の配分としては適切ではないかと、こう考へますので、御研究をお願いしておきたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) ただいま八木君の御発言であります。その趣旨に沿つて議運の委員長にも連絡をとっておきたいと思ひます。

○八木幸吉君 法務委員長にもお願いいたします。裁判所関係がござりますか。

○委員長(藤田進君) ああさうですか、じゃ、関連してあれば、議運等で検討しておくように連絡いたします。別に御発言がなければ、委員会はこれにて散会いたします。

午後六時四十一分散会